



## セキュリティ・クリアランス法制に関する意見

(「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」最終とりまとめ、及び、「第6回経済安全保障推進会議」を踏まえて)

2024年2月22日  
公益社団法人 経済同友会

### はじめに

本年1月19日に、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス(以下「SC」)制度等(以下「本制度」)に関する有識者会議による最終とりまとめ<sup>1</sup>が公表された。2022年5月に成立した経済安全保障推進法の附帯決議、及び2023年2月の第5回経済安全保障推進会議での内閣総理大臣指示を受けて同月に有識者会議が発足し、企業ヒアリングなども複数回実施しながら1年弱で合計10回の会議を重ねて最終とりまとめを公表した。そして、本年1月30日の第6回経済安全保障推進会議にて、最終とりまとめを踏まえた今後の対応(以下「政府対応方針」)<sup>2</sup>、内閣総理大臣指示<sup>3</sup>が示された。経済安全保障担当大臣のリーダーシップの下、行政関連部局間の協力や適切な対応によって、SCについて丁寧、かつ、迅速な議論を行ってきたことを高く評価する。

デジタル化が加速的に進み、国(政府)や民間企業、個人にとっても情報管理・保全の重要性が高まっている。中でも、安全保障の概念が伝統的な領域から経済・技術の分野に大きく拡大した現在において、「政府が保有する機微情報」に関する管理、保全制度の重要性は一層増しており、特に経済安全保障分野の機微情報の管理について、既存の特定秘密保護法のみでは十分に対応できなくなっている。政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報(CI; Classified Information)のうち、経済安全保障上の重要な情報を保全する目的とした本制度の導入は、経済安全保障推進法とともに新時代への対応の第一歩である。

政府対応方針では、「諸外国との間で通用する制度となるよう、また、民間事業者の国際的なビジネスの機会の確保・拡充にも資するものとなるよう設計・運用していく」との記載がある。民間企業にとっては、保全体制の構築など負担が生じる一方で、いわば「信頼できる証」を保有することによる企業価値の向上や、機微情報やデュアルユース技術に関する国際連携会議への参加機会や国際共同研究開発への参画といったビジネス機会の拡大にもつながり

<sup>1</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anken\\_hosyo\\_sc/pdf/torimatome.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anken_hosyo_sc/pdf/torimatome.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anken\\_hosyo/dai6/siryoul.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anken_hosyo/dai6/siryoul.pdf)

<sup>3</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202401/30keizaianpo.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202401/30keizaianpo.html)

うる。本制度が同盟国、同志国にも通用し、日本企業が不利となることのない有益な制度設計を望む。そのためにも民間企業（産業界）との継続的かつ緊密な意見交換と、官民の協力体制の構築を期待する。

また、信頼性の確認を受ける民間事業者やその従業員にとっては、指定情報の提供を受ける意思を示すことが前提となる任意の制度である。特に「個人（従業員）に対するクリアランス」を実施する際には、本人からの真の同意の取得と、そのプライバシー及び権利の尊重が基本となり、これを踏まえた上で、調査や評価などの一連のプロセスが適切に実行されることが大前提である。労使間においても本制度によって特定の従業員が不利益を被らないよう、緊密な関係構築が必要である。

一方で、今回の最終とりまとめで議論が十分に尽くせていないトピックや、定性的な合意段階である事項が存在している。本意見では、その中でも民間事業者にとって関心が高い以下の4点について言及する。①から③は本制度の設計や運用において不可欠な要素であり、④は本制度の射程外ではあるものの極めて重要な論点である。特に①②④については官民での意見交換を含めた緻密な議論の継続を期待する。

#### ① 「外国による所有、管理または影響（FOCI<sup>4</sup>）を規定する制度の明確化

事業者に対するクリアランス（FCL<sup>5</sup>）は保有施設などの物理的な情報保全体制の適格性に加えて、事業者そのものの属性や組織の適格性も見る必要がある。諸外国では当該企業等の役員構成や株主構成といった組織的要件も規定されている<sup>6</sup>。日本企業においても、経営人材の多様性を確保する手段として代表取締役社長に日本国籍以外の者を登用する事例や、特にグローバル企業において、外国資本による株式保有率が高いケースが数多く存在している。こうした日本企業の実状についても留意しつつ、諸外国に通用する制度設計のためにも、官民での議論の継続を期待する。

なお、外国企業が日本企業の株式を保有する際には、信託銀行を介する手法が一般的である。そのため、実質的な株主構成を正確に把握することはかなり難易度が高いと考える。

#### ② 本制度に基づく情報指定の対象範囲の明示

本制度による保全指定の対象となる情報の範囲については、まだ不透明な

---

<sup>4</sup> Foreign Ownership, Control or Influence

<sup>5</sup> Facility Security Clearance

<sup>6</sup> 米国では国家産業保全計画（NISP: National Industrial Security Program）及びその運用マニュアル（NISPOM: National Industrial Security Program Operating Manual）でFOCIを規定。それらの解説であるハンドブックには、組織的要件の1つとして、CEOや取締役会議長クリアランス取得の必要性が記されている。

点が多い。サイバーセキュリティやサプライチェーンの脆弱性など、一部例示されている情報は、民間企業の事業活動にとって有益かつ必要である。指定対象の範囲を明確にすることは、本制度への民間企業の関心を高めるためにも重要であり、本制度を企業経営に上手に活用することで企業価値の向上や事業機会の拡大につながる可能性を示すことにもなる。この観点からも、本制度に関する正確な情報の周知と徹底を強く期待する。

### ③ 法人への両罰規定に関する矛盾のない運用

指定情報の漏えいに対する罰則を設けることが政府対応方針に明記されており、当該個人のみならず法人への罰則の導入が示唆されている。一方で、特定秘密保護法においては法人への両罰規定がない。両制度間で矛盾のない運用が可能な制度設計を望む。

### ④ CI 以外の重要な情報の取扱い（特に民間保有の CUI<sup>7</sup>）

本制度は政府が保有する機微情報が対象であり、民間企業が保有する経済安全上有用な機微情報は本制度の対象外である。しかしながら、CI 以外の「秘密指定されていないが、国家の経済安全保障上重要な“民間が保有する機微情報（いわゆる CUI）”」の管理についても今後検討を進めていくべきである。

「民間保有の CUI≒企業の営業秘密」とも位置づけられるが、当該情報の性質によっては非友好国からその情報を守ることが、国力の維持、ひいては安全保障につながることもある。また、適切な情報保全措置を講じることは民間企業同士の国際連携による先端科学技術の研究開発の促進にも貢献する。

一方で、国が一方向的に規制を課すことが、民間活力を阻害しうることや、企業内の情報管理体制のみならず将来の労使関係にも影響を与えうる、といった事項にも留意を求めたい。

### 終わりに

本制度の導入は我が国の安全保障にとっても、民間企業の国際的競争力を高めるためにも重要な一歩である。対象となる個人、事業者に不利益が生じないような適切な制度の運用を求める。また、運用開始以降は SC を保有する民間事業者の数も増加していくため、本制度に関する正しい情報の周知と説明が継続的になされることを切に望む。

以 上

---

<sup>7</sup> Controlled Unclassified Information（秘密指定されていないが管理が必要な情報）

## 新制度の概要(セキュリティ・クリアランス(SC)制度)と経済同友会からの意見

作成: 経済安全保障委員会

<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府が保有する経済安全保障上重要な情報として指定された情報(CI*)にアクセスする必要があるものに対して、政府による調査を実施。信頼性を確認した上でアクセスを認める制度</li> <li>CIのうち、コンプライアンスレベル級のものを守る(トップシークレット、シークレットは特定秘密保護法で保全)</li> </ul> <p>*Classified Information</p>	<p><b>基本的骨格</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>政府として秘密すべき機密情報の指定・解除のルール</li> <li>当該情報に対する厳格な管理・提供ルール</li> <li>漏えいや不正取得に対する罰則</li> </ol>
<p><b>背景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全保障の概念が経済・技術の分野に拡大</li> <li>経済安全保障上重要な情報の保全強化の必要性</li> <li>我が国の情報保全制度の更なる強化</li> </ul>	<p><b>民間事業者のメリット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SCで「信頼できる証」⇒ ビジネス機会拡大、企業価値向上</li> <li>機密情報を扱う国際連携会議への参加機会(衛星、AI・量子、Beyond5G分野等)</li> <li>機密領域での国際共同研究開発への参画</li> <li>サイバークラウド脆弱性等情報を入手することができる</li> </ul> <p>官民の継続対話、適切な制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-FOCI*を規定する制度の明確化</li> <li>-法人への両罰規定</li> <li>-CUI**管理体制の議論継続</li> </ul> <p>*Foreign Ownership, Control or Influence (外国による所有、管理又は影響)          **Controlled Unclassified Information (秘密指定されていないが管理が必要な情報)</p>
<p><b>留意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象の情報: 政府が保有する情報のみ。民間保有情報は対象外。SCを受ける者: 政府職員、CI提供を受ける意思を示した民間事業者および従業者</li> <li>同盟国、同志国に通用する仕組みを整備する</li> <li>評価対象者への丁寧なプロセス、プライバシーや個人の権利の保護</li> </ul>	<p><b>産業界からの意見</b></p>

<p><b>政府保有機密情報</b></p> <p>政府保有CIにアクセスする(=SCを受ける)者</p> <p>政府職員</p> <p>特定秘密保護法(4分野)                  防衛                  外交                  特定有害活動の防止                  テロリズムの防止</p> <p>※指定範囲が限定的であり                  民間事業者のSC保有も限定的</p> <p>両制度で抜け漏れなくシームレスに運用                  (特定秘密保護法の運用基準等参照)</p>	<p><b>情報の管理・提供ルール</b></p> <p>① 行政機関内の管理ルール</p> <p>【特定秘密】行政機関規定にそって適切に情報管理</p> <p>【新制度】他法令も踏まえて必要な規定を整備して適切に情報管理</p> <p>② 個人に対するクリアランス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査項目・評価ポイント・特定秘密と同様(調査と評価は別)</li> <li>本人の真の同意を得ること</li> <li>プライバシー、個人の権利の保護</li> <li>同意拒否、取り下げ、評価結果による不当な取扱いをしない</li> </ul> <p>③ 事業者に対するクリアランス</p> <p>【特定秘密】施設等の保全体制の確認規定あり</p> <p>【新制度】特定秘密同様の厳格な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Need to knowの原則</li> <li>- 事業者属性や組織の適格性も確認(例: 米FOCI)</li> </ul> <p>【特定秘密】個人: あり                  法人: なし</p> <p>【新制度】罰則あり                  (法人への罰則も検討中)</p>
<p><b>CIの情報区分</b></p> <p>トップシークレット</p> <p>シークレット</p> <p>コンプライアンスレベル</p>	<p><b>新制度(経済安全保障上重要な情報。以下例)</b></p> <p>サイバークラウド脆弱性・対策等)、規制制度(審査に係る検討・分析)、調査分析研究(産業界技術戦略、サイバークラウド上の脆弱性等)、国際協力(国際的な共同研究開発)</p>

**民間保有情報**  
 新制度の対象外  
 ※保全管理体制は継続議論を期待

2024年2月

## 経済安全保障委員会

(敬称略)

### 委員長

小柴満信 (Cdots 共同創業者)  
柴田英利 (ルネサスエレクトロニクス  
取締役社長兼CEO)

### 副委員長

今村卓 (丸紅 執行役員)  
岩崎真人 (JSR 社外取締役)  
小宮義則 (IHI 常務執行役員)  
平賀暁 (マーシュ ブローカー ジャパン 取締役会長)  
守本正宏 (FRONTEO 取締役社長)

### 担当副代表幹事

鈴木純 (帝人 シニア・アドバイザー)

### 委員

池田潤一郎 (商船三井 取締役会長)  
石黒憲彦 (日本貿易振興機構 理事長)  
井野貴章 (PwC Japan 有限責任監査法人  
代表執行役)  
今井誠司 (みずほフィナンシャルグループ 取締役会長)  
入江仁之 (アイ&カンパニー 取締役社長)  
岩崎俊博 (T. IWASAKI 取締役社長)

浦上 彰	(リョービ 取締役社長)
遠藤 信博	(日本電気 特別顧問)
遠藤 弘暢	(電通アドギア 取締役社長)
大岡 哲	(大岡記念財団 理事長)
大久保 和孝	(大久保アソシエイツ 取締役社長)
大越 いづみ	(電通グループ エグゼクティブ・アドバイザー)
大島 眞彦	(三井住友銀行 副会長)
大塚 俊彦	(デル・テクノロジーズ 取締役社長)
岡田 伸一	(野村信託銀行 取締役社長)
尾崎 弘之	(パワーソリューションズ 取締役)
小野 健二	(日本アイ・ビー・エム 執行役員)
貸谷 伊知郎	(豊田通商 取締役社長)
川村 喜久	(D I Cグラフィックス 取締役会長)
木村 浩一郎	(P w C J a p a n 代表執行役)
清原 健	(清原国際法律事務所 代表弁護士)
栗島 聡	(N T Tコムウェア 相談役)
栗山 浩樹	(N T Tドコモ 取締役副社長)
桑原 茂裕	(アフラック生命保険 取締役副会長)
高乗 正行	(マーク・アンド・カンパニー 代表取締役)
児玉 哲哉	(日本サイバーディフェンス 取締役)
五嶋 賢二	(富士電機 執行役員)
後藤 匡洋	(野村証券 取締役副社長)
小林 いずみ	(A N Aホールディングス 社外取締役)

小林 献一 (フィリップ モリス ジャパン 副社長 (兼)  
エクスターナル アフェアーズ ディレクター)  
小林 洋子 (宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 監事)  
三枝 則生 (三菱商事 常務執行役員)  
齋藤 昇 (TDK 代表取締役 社長執行役員)  
坂井 一臣 (双日総合研究所 取締役社長)  
佐久間 万夫 (Eパートナー 取締役社長)  
迫田 英典 (SOMPOインスティテュート・プラス  
エグゼクティブ・アドバイザー)  
澤 正彦 (出光興産 取締役 常務執行役員)  
澤井 克行 (ダイキン工業 常務執行役員)  
志摩 俊臣 (かんぽ生命保険 代表執行役副社長)  
正田 修 (日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)  
白井 均 (日本カーバイド工業 取締役)  
新芝 宏之 (岡三証券グループ 取締役社長)  
菅原 郁郎 (トヨタ自動車 取締役)  
杉本文秀 (長島・大野・常松法律事務所 事務所代表)  
鈴木 英夫 (日本製鉄 常任顧問)  
鈴木 正俊 (ミライト・ワン 顧問)  
住田 孝之 (住友商事 常務執行役員)  
瀬山 昌宏 (インターエックス 取締役社長)  
相馬 剣之介 (森トラスト 取締役)  
田川 丈二 (日産自動車 専務執行役員  
チーフサステナビリティオフィサー)

田 熊 範 孝	(日本電気 執行役 Corporate EVP 兼 CPO 兼 CRO)
武 井 奈津子	(ソニーグループ 社友)
田 中 繁 広	(日本電気 副社長 Corporate SEVP)
田 中 孝 司	(KDDI 取締役会長)
種 市 順 昭	(東京応化工業 代表取締役 取締役社長)
田 村 修 二	(日本貨物鉄道 取締役相談役)
塚 本 恵	(デジタルソサエティフォーラム 代表理事)
土 屋 達 朗	(フジタ 上級顧問)
手 納 美 枝	(デルタポイント インターナショナル 代表取締役)
寺 澤 達 也	(日本エネルギー経済研究所 理事長)
徳 永 優 治	(エゴンゼンダー パートナー)
豊 田 正 和	(国際経済交流財団 会長)
鳥 海 智 絵	(野村証券 取締役副社長)
中 島 史 雄	(ユアサM&B 取締役専務執行役員)
長 嶋 由紀子	(リクルートホールディングス 常勤監査役)
長 瀬 玲 二	(長瀬産業 特別顧問)
中 西 英 夫	(中部電力 常務執行役員)
永 久 幸 範	(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベスト メント・サービス 取締役会長)
永 山 妙 子	(FRONTEO 取締役)
成 川 哲 夫	(岡三証券 取締役)
西 恵一郎	(富士通 Co-Head)
塙 栄 一	(日本生命保険 常務執行役員)

林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 礼 子	(B o f A証券 取締役 副社長)
平 手 晴 彦	(電通グループ 副社長 グローバル・チーフ・コ ーポレート・アフェアーズ・オフィサー)
福 川 伸 次	(東洋大学 総長)
福 田 健 吉	(新むつ小川原 取締役社長)
福 田 達 男	(ヴェエムウェア 執行役員)
藤 井 幸 一	(ファイザー 執行役員)
藤 田 昌 央	(サハリン石油ガス開発 取締役社長)
古 田 英 明	(縄文アソシエイツ 代表取締役)
降 旗 洋 平	(日本信号 相談役)
堀 井 昭 成	(キヤノングローバル戦略研究所 理事 特別顧問)
堀 江 章 子	(アクセンチュア 常務執行役員)
政 井 貴 子	(S B I 金融経済研究所 取締役理事長)
増 田 健 一	(アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共 同事業 パートナー)
松 江 英 夫	(デロイト トーマツ グループ デロイト トー マツ インスティテュート 代表)
松 木 俊 哉	(国際社会経済研究所 取締役社長)
松 崎 正 年	(コニカミノルタ 名誉顧問)
三 毛 兼 承	(三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 執行役会長)
南 昌 宏	(りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長兼グループCEO)
宮 内 孝 久	(神田外語大学 学長)
三 宅 康 晴	(原田工業 取締役社長)

向井宏之	(トランスコスモス 副社長執行役員)
村上 努	(日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)
茂木 修	(キッコーマン 取締役専務執行役員)
森 哲也	(日栄国際特許事務所 弁理士・学術博士・代表社員・会長)
柳 圭一郎	(日本電信電話 常勤監査役)
山科裕子	(オリックス グループ執行役員)
山本麻理	(FRONTEO 取締役)
横尾敬介	(産業革新投資機構 取締役社長CEO)
吉田あかね	(PwCアドバイザー 代表執行役)
渡邊健太郎	(昭光通商 取締役社長)

以上111名

#### 事務局

齋藤弘憲	(経済同友会 常務理事)
松本岳明	(経済同友会 政策調査部 グループ長)
神林 健	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)